

海洋に関する各国の制度概説、関係法律等の翻訳を掲載 「海の安全と法」の特集号を刊行しました 国立国会図書館ホームページから全文をお読みいただけます

国立国会図書館調査及び立法考査局は、我が国の国政課題を議論する上で参考となる諸外国の主要な立法を紹介し、翻訳を掲載する『外国の立法』（季刊版・月刊版）を刊行しています。

259号（季刊版、2014年3月刊）は「海の安全と法」の特集号です。主要国等の海上の安全と保安に関する体制を概観し、関連する法律を紹介します。



■特集「海の安全と法」刊行の背景

国際交易及び資源供給における海洋の重要性がますます高まる中、東シナ海や南シナ海では島嶼の領有をめぐる沿岸国間のあつれきが生じ、また、国際的にも海賊や国際テロが海洋における航行や資源開発を脅かしています。これらは、各国の海上保安上及び国際安全保障上の解決すべき焦眉の課題となっています。

海洋は、伝統的に、公共財とみなして利用しあうメカニズムが働く空間です。この伝統の上に、沿岸国の利益に配慮しつつ採択されたのが国連海洋法条約（1994年発効）です。沿岸各国は、この条約及び各国の海洋に関する法制の下で、問題解決のための努力や取締まりを行っており、我が国においてもさらなる法整備の必要性が指摘されています。

■主な内容

本特集では、アメリカ、EU、フランス、ドイツ、ロシア、韓国、中国、オーストラリア、マレーシアの海洋に関する法制について、海洋における法執行権限ないし海上警察権限に関係するものを中心に、各国・機関それぞれの実情に即した切り口で取り上げて紹介します。制度の概説とともに、関係法律等の翻訳を掲載しています。

■『外国の立法』の入手方法

国立国会図書館のウェブサイトにてPDFファイルを掲載しています。

国立国会図書館トップ>国会関連情報>『外国の立法』

<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/index.html>

※冊子版の入手については日本図書館協会（03-3523-0812）にお問い合わせください。

■報道機関の方のお問い合わせ先

国立国会図書館 総務部総務課広報係

03-3506-3307（直通）